

「高知UIターンサポートセンター無料職業紹介所」における職業紹介業務に関する規程

平成 29 年 8 月 18 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改正

事業者名 一般社団法人高知県UIターンサポートセンター

第1 求 人

- 1 本所は、高知県へのUIターン希望者を対象とする県内の企業及び高知県又は県内市町村の誘致企業からの求人の申込みを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、高知県へのUIターン希望者及びUIターンによって高知県へ移住して概ね1年以内の者並びに高知県の地域おこし協力隊に在任中の者及び高知県の地域おこし協力隊を退任して概ね1年以内の者からの求職の申込みを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できない時は、サイトからの申し込み、電子メール又は郵送でも差し支えありません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話を致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話を致します。
- 3 本所は無料職業紹介所であり、紹介に際しては、求職の方、求人の方、いずれからも手数料はいただけません。
- 4 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方針以外の方法により明示を行います。
- 5 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行します。
- 6 いたん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 7 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和5年4月1日 代表者 理事長 辻 和生